

喫煙する際は  
屋外でも屋内でも  
周りに配慮して  
吸いましょう

望まない受動喫煙をなくすため  
2020年4月に改正健康増進法が  
全面施行されました



# 知って守ろう！ たばこの新ルール

たばこは

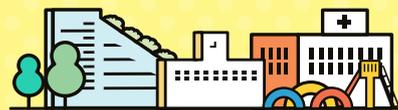
決められた場所で吸いましょう

屋内原則禁煙



- ・飲食店・オフィス・デパート  
ホテルなど多くの人を利用する施設
- ※基準を満たした喫煙室や喫煙場所の  
提供を主な目的とする施設、法に基づく  
届出済の小規模飲食店等での喫煙は可能。

屋内・敷地内原則禁煙



- ・子ども・患者が利用する施設  
(学校・病院・保育園)
- ・行政機関の庁舎
- ※敷地内の屋外では、要件を満たした  
喫煙場所を設置することは可能。



20歳未満は、  
喫煙可能エリアに  
立入禁止

※屋内、屋外を含む  
※店舗への来店客のほか従業員等も含む



標識が掲示された  
エリアは喫煙可能

喫煙室が設置されている店舗や施設等の出入口付近には、標識の掲示が義務付けられています。



違反時には罰則が  
科せられる場合も

禁煙エリアで喫煙をした場合  
(加熱式たばこも含む)

対象：すべての人  
過料：30万円以下

施設がルールに反した  
喫煙場所を設置した場合

対象：施設管理者  
過料：50万円以下